

説 明 資 料

〔国税における税務手続の電子化について〕

令和 2 年 10 月 16 日（金）

財 務 省

国税における税務手続のデジタル化の概要

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者の利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。その際、情報セキュリティの確保等にも配慮。
 - ◇ 働き方の多様化（副業・兼業の増加等）が進展し、税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる中、ICTの活用等を通じて、すべての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる納税環境を整備する。
 - ◇ 官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る。

経済社会のICT化（情報システムや情報通信ネットワークの普及等）

マイナンバー、マイナポータル、法人番号等

情報通信技術・端末の発展（クラウドサービス、スマートフォン等）

<納税者によるデータの取得・活用・提出等>

1. 個人関係（所得税）

- 確定申告・年末調整手続を電子化し、一連の情報の流れが基本的にオンラインで完結する仕組みを整備
 - ⇒ R2年10月に国税庁が年調ソフトを公開。
 - （注）将来的に、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認し、活用できる仕組みが実現する可能性
- 特にニーズの強い基本的な類型からスマートフォン等による電子申告を実現
 - ⇒ H31年1月から国税庁HPの確定申告書作成コーナーにスマートフォン専用画面を開設。利用対象を順次拡大。
 - （R元年度電子申告利用率（所得税）59.9%）
- 利便性を高め、マイナンバーカード・マイナポータルの普及を促進

2. 法人関係（法人税）

- e-Taxシステムの機能改善、提出書類の見直し、認証手続（電子署名）の簡便化等を進め、企業が申告等のデータをデータのまま円滑に提出できる環境を整備
- 大法人についてR2年4月より法人税等の電子申告を義務化
- 将来的には、ICT環境の進展等も踏まえ、中小法人を含めた法人税等の電子申告利用率100%を目指す。
（R元年度電子申告利用率（法人税）：87.1%）

3. 納税手続関係

- 電子納税等の利便性を高め、納付のキャッシュレス化を推進。
R7年度までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指す。
（H30年度キャッシュレス納付比率23%）

<納税者によるデータの作成・保存>

- 電子帳簿等保存制度を利用促進し、文書保存の負担を軽減
 - ⇒ R2年から、電子的に受領した請求書等をクラウドサービス等を利用してデータのまま保存する選択肢が追加。

官民を含む多様な当事者がデータをデータのまま活用・やり取り

<行政機関間のデータ連携>

- 行政機関間のデータ連携を拡大し、情報提出の重複を削減

官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上

電子化：取組の全体像・スケジュールを踏まえた制度的対応

- 政府税制調査会の中間報告②で示された税務手続の電子化に係る取組事項について、令和2年4月より大法人の電子申告義務化、同年10月より年末調整手続の一層の電子化に向けて年調ソフトが公開。
- 令和2年度税制改正では、電子的に受理した請求書等のデータをそのまま保存する場合の要件(選択肢)に、ユーザーが自由にデータを改変できないシステム(サービス)を利用している場合及び発行者側でデータにタイムスタンプを付与している場合の2類型を追加。

個人 (所得税関係)

◎スマホ申告の実現 (H31.1～段階的に対象範囲拡大)

◎ID・PWのみ(またはマイナンバーカードのみ)で
e-Tax利用可能(H31.1～)

◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用
(H30.1～段階的実施)

◎**年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備**
(被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減)

H30改正：年末調整手続の一層の電子化
(R2年10月年調ソフト公開)

◎**電子申告の普及促進** (大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化)

H30改正：大法人の電子申告(e-Tax)義務化(R2年度～)

◎国税・地方税の法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化 (R1年度)

法人 (法人税関係)

個人・ 法人 共通

◎☆行政機関間のデータ連携拡大(情報提出の重複削減(ワンズオンリー化))

◎**電子帳簿の普及促進(文書保存の負担軽減)**

R1改正：電子帳簿保存等の申請手続簡素化、R2改正：電子取引に係るデータ保存種類の追加

◎納付のキャッシュレス化推進(現金納付の手続負担軽減)

H30改正：法定調書の一層の電子化(光ディスク等での提出義務基準の引下げ)
：ダイレクト納付(電子納税)の利便性向上(予納の範囲拡充)
：処分通知等の一層の電子化(電子交付による通知等の範囲拡充)

☆技術の進展や政府方針等を踏まえた
e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に
必要な情報を一元的に確認し
活用する仕組みの整備(将来的課題)

☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信

☆マイナポータルによる税、年金等の手続の
オンライン・ワンストップ化

R1改正：マイナポータルを利用した法人設立
届出書等の提出に係る電子署名等の省略(R1年度
～)

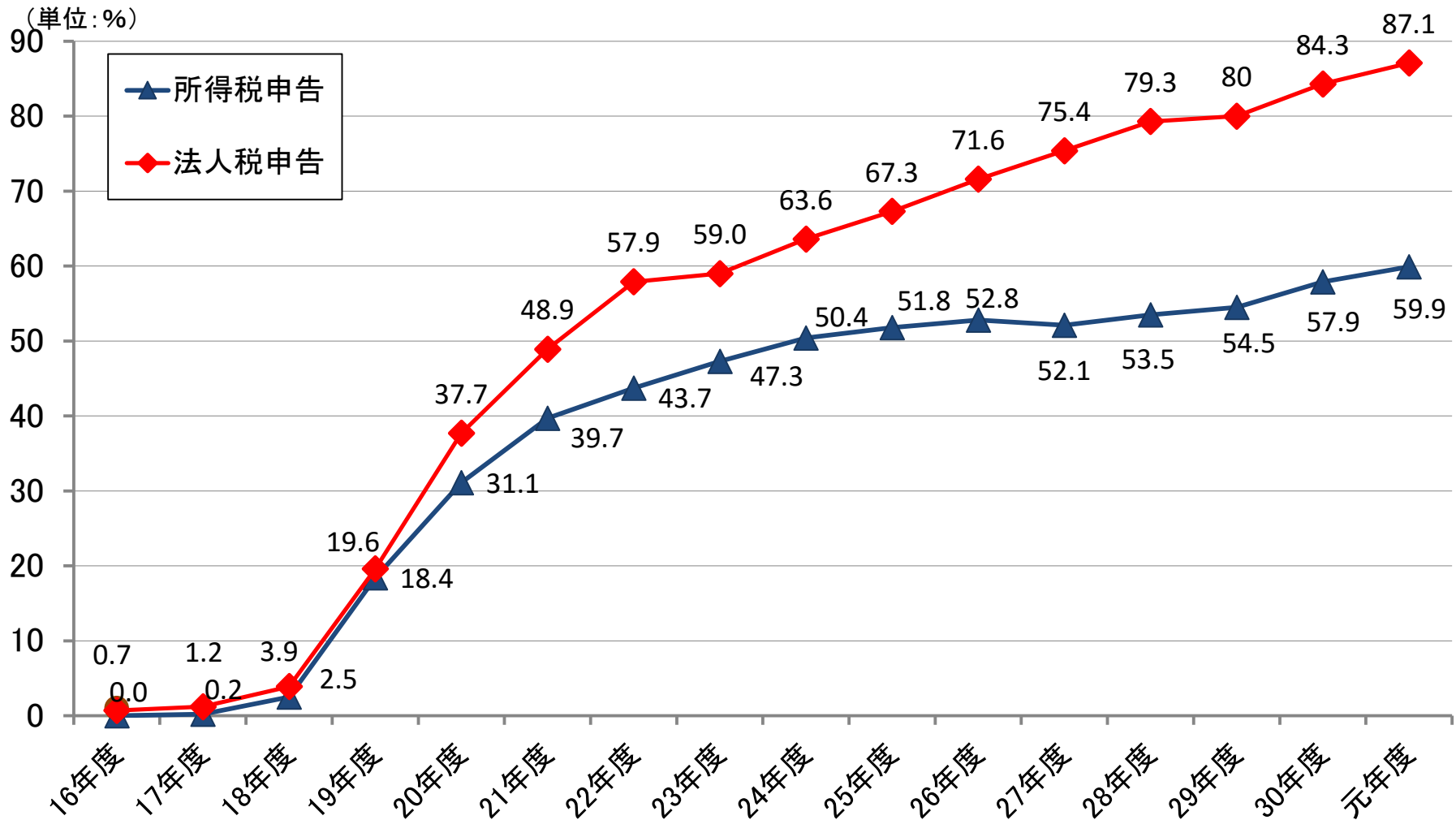
☆社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化

H31改正：相続時精算課税の贈与税申告手続等における住民票の写し等
の添付不要化

〔電子申告関係〕

e-Tax利用率の推移

- e-Tax利用率については、個人・法人とも近年、堅調に増加傾向にある。
- 今後とも更なる利便性の向上策を不断に検討していくとともに、税理士会、関係民間団体等との緊密な連携が重要。



電子申告（e-Tax）の普及促進に向けた取組

現状と課題

- 法人税申告におけるe-Tax利用率は、87.1%となっている（令和元年度）。
- 2020年4月1日以後開始する事業年度から大法人の法人税等の電子申告が義務化。それに併せて、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備（注1）を進めている。
- 大法人については「e-Tax利用率100%」、中小法人については「2019年度においてe-Tax利用率85%以上」・「将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提としてe-Tax利用率100%」という目標達成（注2）に向け、環境整備策（注1）の積極的な周知・広報や個別勧奨等を実施している。⇒ **中小法人の更なる利用率向上のための方策を講ずる必要。**
- 個人についても、今後のマイナンバーカードの普及拡大により更なるe-Taxの利用率向上が見込まれることから、利便性向上のための方策を講ずる必要。
（注1） 提出情報等のスリム化、データ形式の柔軟化、提出方法の拡充、提出先の一元化（ワンスオンリー化）等を行うこととしており、これらの環境整備策については全ての法人が利用可能。
（注2） 財務省「行政手続コスト」削減のための基本計画（2017年6月策定、2018年3月改定）。

今後の取組

大法人

・電子申告義務化の円滑な実施。

中小法人

・法人納税者の税理士関与割合が高いことを踏まえ、税理士会とより一層の連携を図るなど、より効率的かつ効果的な利用促進策が重要。

※ 法人全体の税理士関与割合：約90%

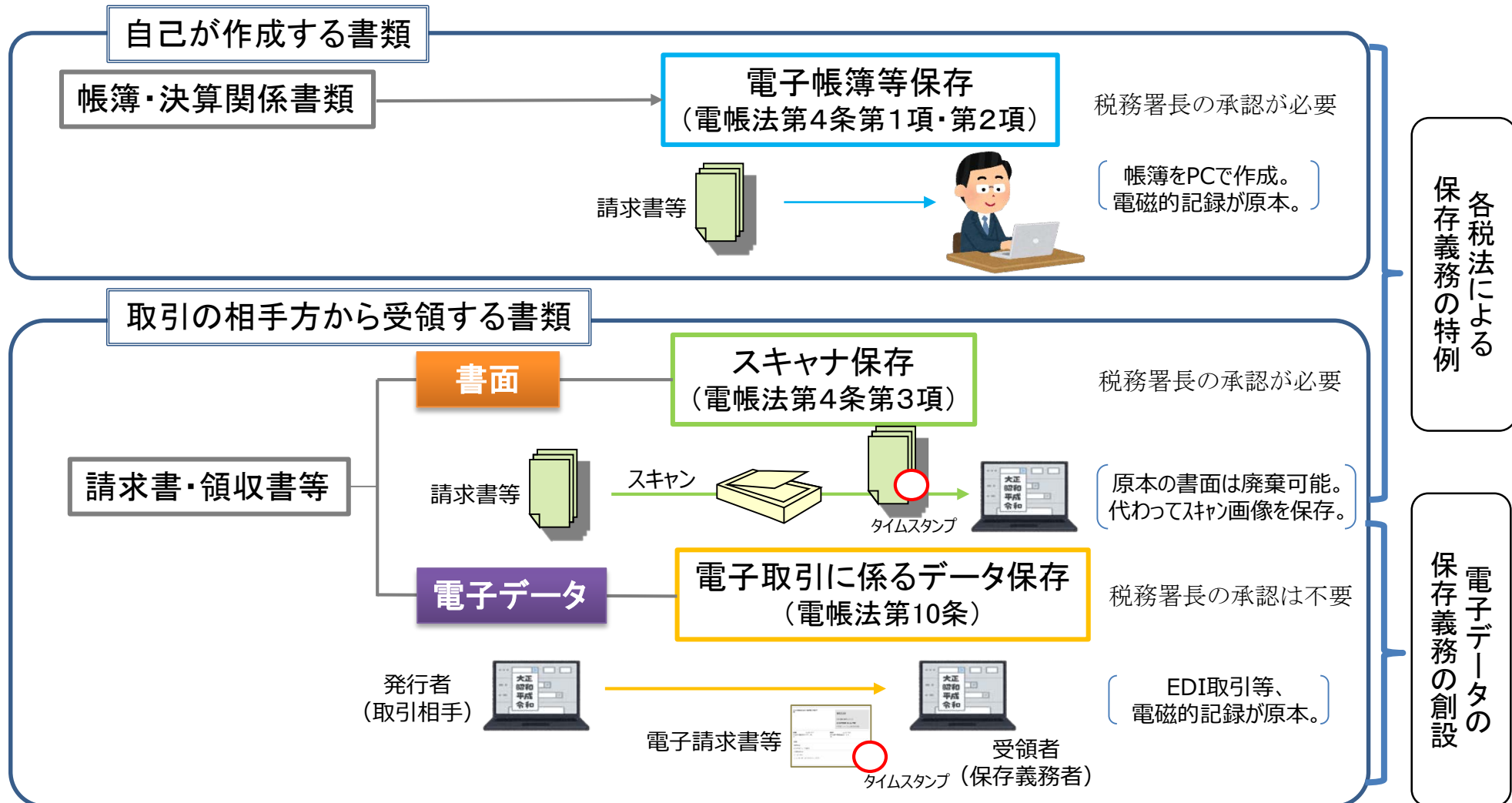
税理士非関与法人・個人への対応

・関係府省や中小企業団体と連携し、税制上の特例措置の周知等と一体的にe-Taxの利用勧奨を実施。
・マイナポータルによる税、年金等の手続のオンライン・ワンストップ化

〔電子帳簿保存法関係〕

電子帳簿保存法における国税関係帳簿書類の保存の類型

- 電子帳簿保存法は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点からの要件が設けられており、このため、より事後検証可能性の高い、信頼性の高いものとなっている。
- 電子帳簿等保存とスキャナ保存については、各税法に定める帳簿等保存義務の特例として一定の要件の下で承認に基づきデータによる保存を認めるものである一方、電子取引に係るデータについては電帳法において保存義務を創設。
- なお、電子帳簿等保存とスキャナ保存については、承認制によりその適用に係る予見可能性や法的安定性を確保。



電子帳簿等・スキャナ・電子取引に係るデータ保存

- 「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」「電子取引に係るデータ保存制度」は、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。
- これまでは紙の領収書等を授受する商慣行を前提に、スキャナ保存制度の要件緩和・対象拡大が図られてきたが、生産性向上や正確性確保の観点からは、電子的な領収書等の授受(電子取引)が望ましく、令和2年度改正ではその要件緩和が講じられた。

・電子帳簿等保存制度

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等が可能(平成10年度税制改正で創設)。

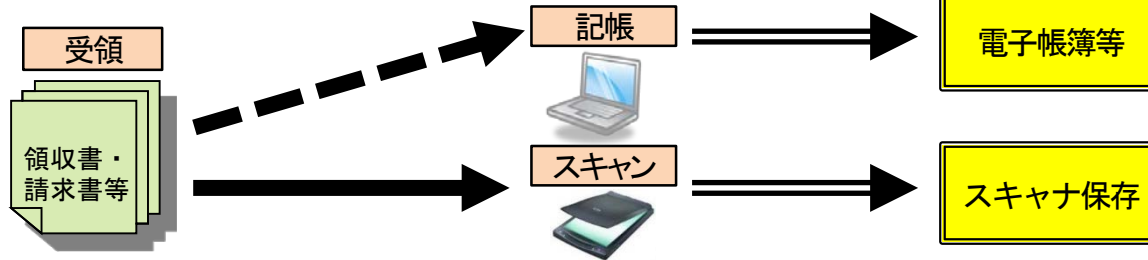
・スキャナ保存制度

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能(平成17年度税制改正で創設)。

・電子取引に係るデータ保存制度

所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。)及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、一定の要件の下、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない(平成10年度税制改正で創設)。

(電子帳簿等保存制度・スキャナ保存制度のイメージ)



平成27年度改正：スキャナ保存制度の対象拡大・要件の見直し
(3万円以上の領収書等を対象に追加等)

平成28年度改正：スキャナ保存制度の要件緩和
(スマホ等による社外における読取りを認容等)

令和元年度改正：スキャナ保存制度の対象拡大
(平成31年度改正) (一定の要件の下、書類の種類ごとに1回に限り、過去の重要書類のスキャナ保存を可能化)

【令和2年度改正】：電子取引に係るデータ保存制度の要件緩和
(ユーザーが自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合のタイムスタンプ不要化等)

主な要件

- **真実性の確保**
 - ・訂正・加除履歴の確保
 - ・帳簿間での記録事項の相互関連性の確保
- **可視性の確保**
 - ・見読可能装置の備付け
 - ・システム関係書類の備付け
 - ・検索機能の確保
- **真実性の確保**
 - ・入力期間の制限
 - ・一定水準以上の解像度及びカラー画像での読取り
(一般書類は、グレースケール可)
 - ・タイムスタンプ
 - ・適正事務処理要件(重要書類の場合)
- **可視性の確保**
 - ・帳簿との相互関連性の確保
 - ・見読可能装置の備付け
 - ・システム関係書類の備付け
 - ・検索機能の確保

電子帳簿等保存制度の主要要件の考え方

基本的考え方

- 電子帳簿等保存制度は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者の国税関係帳簿書類の保存に係る負担の軽減等を図るために、その電磁的記録等による保存等を容認しようとするもの。
- 納税者における国税関係帳簿書類の保存という行為が申告納税制度の基礎をなすものであることに鑑み、あらかじめ税務署長等の承認を受け、かつ、真実性・事後検証可能性といった、適正公平な課税の確保に必要な一定の要件に従った形で、電磁的記録等の保存等を行うことを条件としている。

個々の要件の考え方

- 真実性確保の観点からの電子帳簿等保存の要件
 - ① 帳簿に係る記録事項について訂正又は削除を行った履歴を残すことで、記録事項の改ざんを防止。
 - ② 帳簿間での記録事項の相互関連性を確保することで、帳簿組織の真実性を確保。
- 可視性確保の観点からの電子帳簿等保存の要件
 - ③ 取引年月日や取引金額などの主な記録事項によって検索することができる機能を確保することによって、事後検証の際に必要な情報の確認を可能とする。

⇒ 電子帳簿については、データだけでは可視性・一覧性がない等、紙とデータとではその性質に違いがあることに鑑みて、各種の要件が設けられている。

適正な記帳の確保に向けた方策を進めていく観点からも、これらの要件を備えた信頼性の高い電子帳簿は重要な役割を担っている。

なお、こうした電子帳簿保存に対するインセンティブ措置として、65万円の青色申告控除を受けることができる。(通常は55万円)

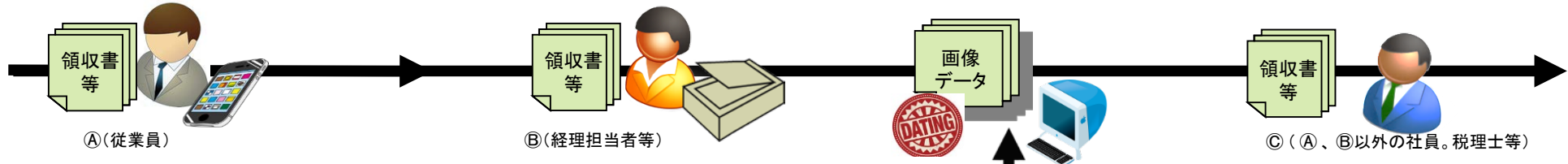
スキャナ保存制度の主要要件の考え方

- スキャナ保存制度は、紙の領収書等をスキャンして作成した画像データを保存することにより、その「原本である紙」を廃棄することを可能とするもの。そのため、「コピーであるデータ」と「原本である紙」との同一性を担保し、改ざん(注)を防止する等の観点から各種の要件が設けられている。

(注:例えば、受領した紙の領収書の金額を改ざんした上でスキャナ保存、紙原本を廃棄している場合、改ざん事実の事後的な確認が困難になる恐れ。)

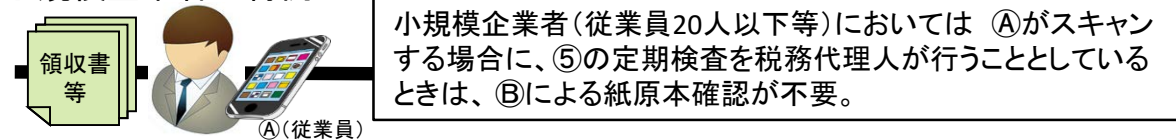
- スキャナ保存の対象となる領収書等の書類は、取引等の事実関係を裏付ける原始記録であり、その真実性を確保しつつ、速やかに記録(記帳)に反映されることが重要となる。

《一般的な流れ》



- | | | | |
|---|--|------------------|----------------------|
| ① ④がスキャンする場合には、領収書等へ自署した上で、⑤による紙原本確認を前提に、概ね3営業日以内にタイムスタンプ付与までの期間を制限 | ② ⑤がスキャンする場合には、紙原本確認を前提に、最長2か月と概ね7営業日以内にタイムスタンプ付与までの期間を制限。 | ③ 一定以上の解像度見読可能装置 | ⑤ ④、⑤以外の第三者が紙原本を定期検査 |
|---|--|------------------|----------------------|

《小規模企業者の特例》



- 適正性確保の観点からのスキャナ保存の要件

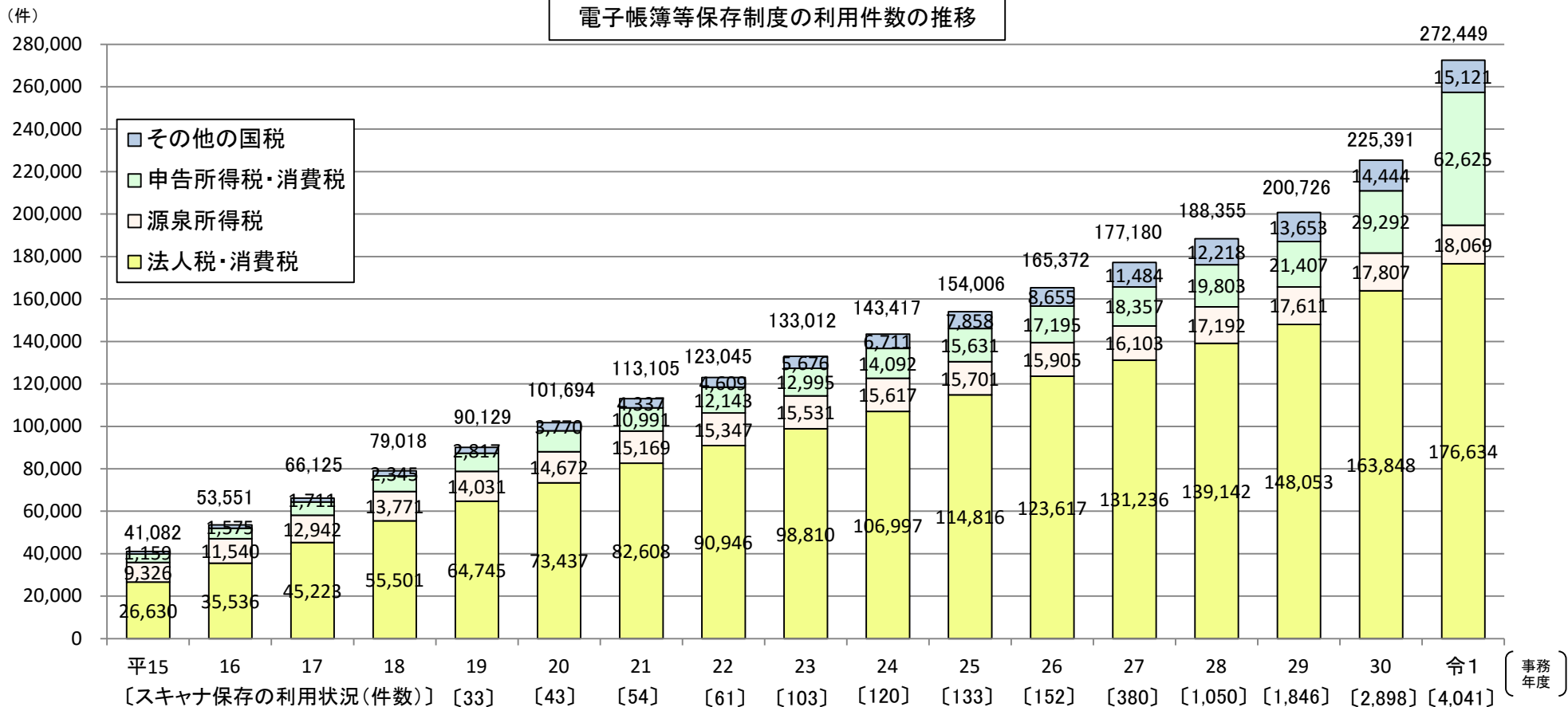
- ① 及び② 書類の取得から一定期間内にスキャナによる保存を行うことで、原本に対する改ざん可能時期を制限するとともに、①の場合については受領者に署名させることにより使い回し等の不正利用を防止。
- ③ 一定水準の解像度、ディスプレイ等の備付けにより、紙と同程度の文字・色の再現性を確保。
- ④ タイムスタンプの付与により、それ以後のスキャナデータに対する改ざんを防止。
- ②及び⑤ 異なる担当間でチェック機能を働かせる仕組みにより、改ざんを防止。

⇒ スキャナ保存データの信頼性確保のために上記の措置が設けられており、ペーパーレス促進の観点から仮に紙原本の確認が前提の要件を緩和するのであれば、その一方で、代替となる改ざん抑止措置も講ずる必要。

電子帳簿等保存制度の利用状況 ①

- 電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加しているが、伸びしろは依然大きい。
- 電子帳簿等保存制度の創設から約20年が経過し、経済社会のICT環境が大きく変化する中、社会におけるデータ活用及び納税者の文書保存に係る負担軽減を図るとともに、より信頼性の高い記帳を推進する観点から、その利用促進のための方策について検討を行うことが考えられるのではないか。

電子帳簿等保存制度の利用件数の推移



(備考) 国税庁報道発表資料及び統計年報による。

(注2) 事務年度は7月1日から翌年6月30日までである。

(注1) 「その他の国税」は、間接諸税及び酒税である。

(注3) 利用件数は、各事務年度末の累計承認件数である。

電子帳簿等保存制度の利用状況 ②

- 電子帳簿等保存制度は、大企業では多く利用されている一方、中小企業・個人事業者の利用は低調。
- その一方で、実態としては中小事業者(個人を含む)でも電子的に帳簿作成している者が相当程度の割合存在しているほか、雇用的自営等と呼ばれる事業者も増加傾向。
- こうした状況を踏まえれば、電子帳簿保存法の要件を満たす信頼性の高い記帳を推進するのみならず、低コストの電子記帳の利用可能性(法的安定性の付与)も検討していくことが考えられるか。

○ 電子帳簿等保存制度の利用状況

		納税者数	承認件数 (注4)
法人	大企業 (注1)	3.3万社	2.4万件
	中小企業 (注2)	309.9万社	14.8万件
個人事業者 (注3)		525.1万人	6.2万件

事業者の売上高	電子で帳簿作成している事業者の割合 (注5)	
1億円超	87.6%	
5千万超	71.8%	
1千万超	59.4%	
1千万以下	48.7%	
自営業主に占める「雇用的自営等」の割合 (注5)		41.5%

(注1) 国税局所管法人(原則として資本金1億円以上の法人及び外国法人等)

(注2) 税務署所管法人

(注3) 令和元年分所得税確定申告における事業所得者数及び不動産所得者数

(注4) 承認件数は、各事務年度末の累計承認件数である。1社で複数件の承認が行われることもあることに留意。

(注5) 政府税制調査会 第一回専門家会合 日本商工会議所資料より

〔その他電子化関係〕

クラウドを活用した企業保有情報の新しい提出手続きに関する政府決定

○ 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進計画」（令和2年7月17日閣議決定）

第1部 I 5 暮らし改革

(3) 経済活動・企業活動

- ・ 法人の電子納付手段として、ダイレクト納付も含めた口座振替申込のオンライン完結の実現や、個人住民税の特別徴収税額通知書や年金関係をはじめとした行政機関等からの処分通知などの電子送達の在り方について検討を行い、令和2年度中に方向性を得る。

(注) 制度上は、ダイレクト納付も含めた口座振替申し込みをオンラインで行うことも可能（令和2年度税制改正で措置）。

令和3年1月より、一部金融機関において対応開始予定（現時点での対象は個人のみ）。

○ デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）

6 ワンストップサービスの推進

6.5 企業が行う従業員の社会保険・税手続きワンストップ化・ワンズオンリー化の推進

加えて、社会保険・税手続きの新たな方法として、金融機関に係る法定調書の提出（事業者提出の全ての法定調書について検討）に関して、クラウドサービス等を活用した企業保有情報の新しい提出方法に係る情報システムの利用を2021年度（令和3年度）以降開始し、事業者の事務作業の負担を軽減する。

また、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続きについても、2022年度（令和4年度）以降の対象拡大に向けて検討し、2020年度（令和2年度）中に結論を得る。さらに、年金関係をはじめ、行政機関等から事業者への処分通知等について、デジタル化の課題や方策等を検討し、2021年度（令和3年度）以降の順次対応を目指すとともに、活用拡大を検討する。

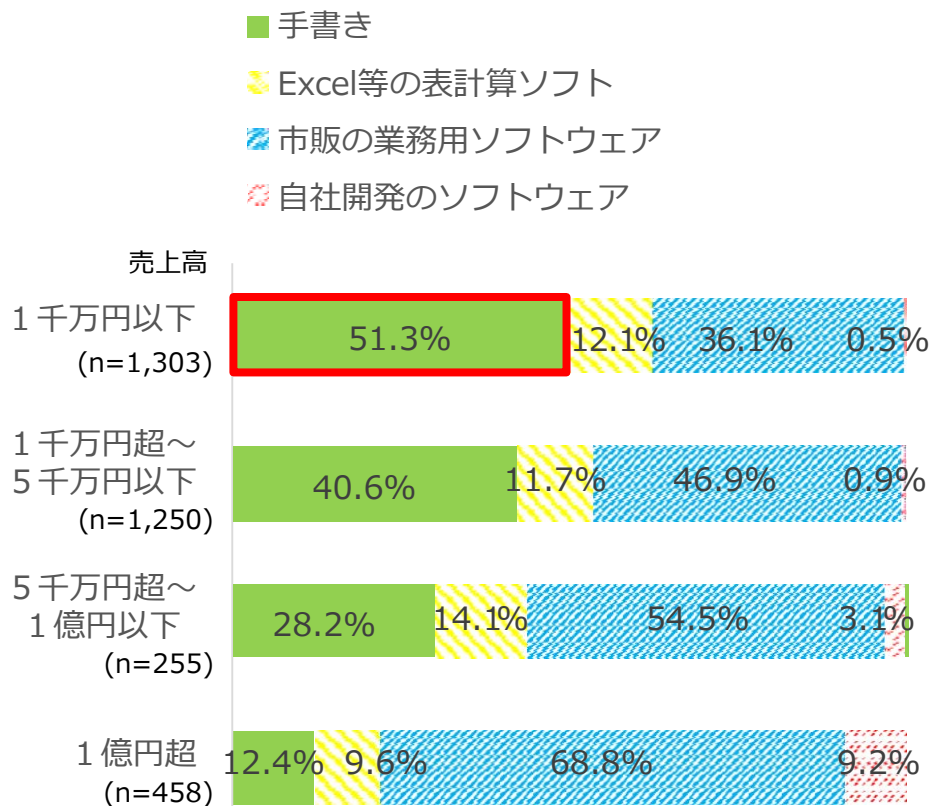
〔参考資料〕

中小・小規模事業者の経理事務の実態（IT化の状況）

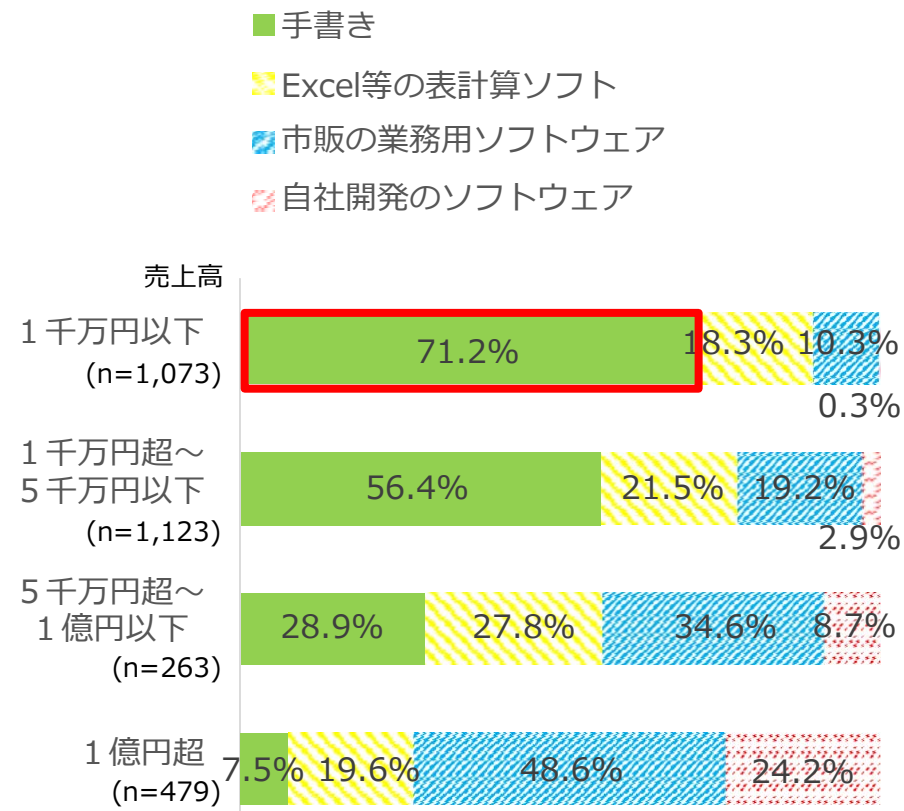
令和2年10月7日
第1回専門家会合
日本商工会議所提出資料

- 帳簿作成について、小規模な事業者ほど手書きの割合が高く、「売上高1千万円以下の事業者」では約半数が手書きで対応している。
- 請求書等の作成について、小規模な事業者ほど手書きの割合が高く、「売上高1千万円以下の事業者」では約7割が手書きで対応している。

【経理事務のIT化状況（帳簿作成）】



【経理事務のIT化状況（請求書等作成）】



（出典）日本商工会議所「中小企業における新型コロナウイルス感染拡大・消費税率引上げの影響調査（2020年10月）」

企業等の生産性向上を促すための電子帳簿等保存制度の見直し（令和2年度改正）

- バックオフィスの効率化による企業等の生産性向上を図る観点から、請求書や領収書等の授受及び保存について電子化を推進することが重要。また、クラウドを活用したサービスやキャッシュレス決済の普及などを踏まえ、国税関係書類の保存の在り方についても時代に即したものとなるよう見直していくことが必要。
- こうした観点から、電子的に受領した請求書等をデータのまま保存する場合の要件（選択肢）について、①ユーザーが自由にデータを改変できないシステム（サービス）等を利用している場合、②発行者側でデータにタイムスタンプ^(注)を付与している場合の2類型を追加する（令和2年10月1日施行）。

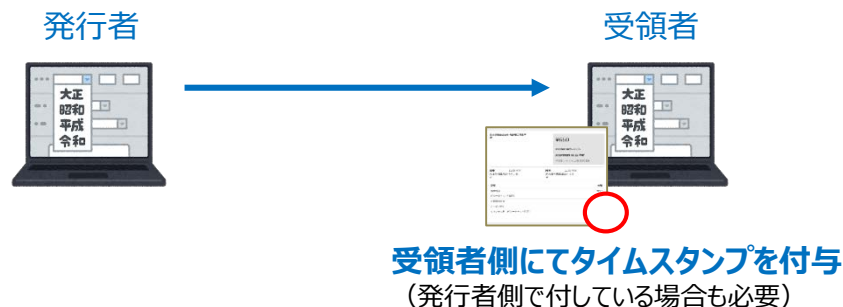
(注) 一定の時刻からデータが変更されていないことを証明するための仕組み

(電子的に受領した請求書等をデータのまま保存する場合の要件)

改正前

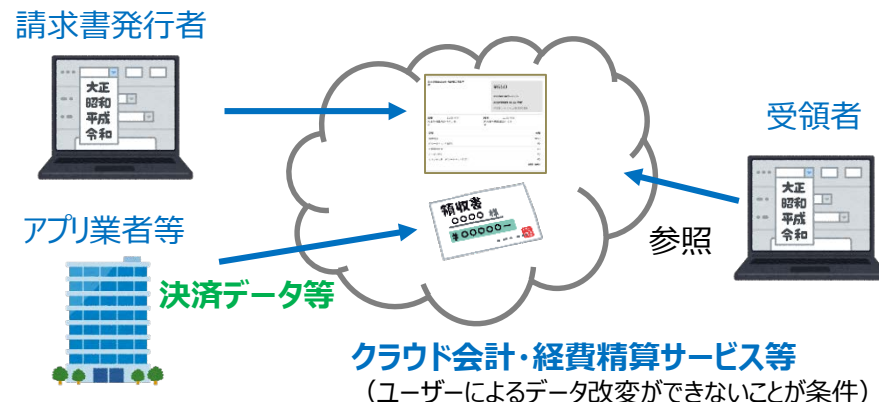
- a. データの受領後遅滞なくタイムスタンプを付与、又は
- b. 改ざん防止等のための事務処理規程を作成し運用

(注) 紙で受領した請求書等をスキャンしたデータを保存する場合には税務署長の承認が必要だが、もともと電子的に受領したデータについては同承認は不要。



改正後(左記に加え以下も可)

- c. ユーザー(受領者)が自由にデータを改変できないシステム(サービス)等を利用
- d. 発行者側でタイムスタンプを付与



※ いずれの場合もデータが適正に保存されていれば、紙の請求書や領収書等の受領やスキャン作業は不要。
⇒ 経理・税務手続の電子化・自動化により、バックオフィスの効率化に寄与。